デイサービスセンター双海夕なぎ荘

指定通所介護重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．事 業 者

（1）法　　人　　名　　社 会 福 祉 法 人　　双 海 夕 な ぎ 会
（2）法 人 所 在 地　　愛媛県伊予市双海町上灘甲５２６９番地１
（3）電　話　番　号　　０８９ －９８６ － ００５５
（4）代 表 者 氏 名　　理 事 長　　亀　岡　　幹　児
（5）設　立　年　月　　平 成　９ 年　７ 月 ２４ 日

２．事業所の概要

（1）事業所の種類　　指定通所介護事業所　　平成　１２年　３月１７日指定
（ 愛媛県　３８７３５００３２０ 号）
※当事業所は特別養護老人ホーム双海夕なぎ荘に併設されています。
（2）事業所の目的　　指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
（3）事 業 所の名称　デイサービスセンター双海夕なぎ荘
（4）事業所の所在地　愛媛県伊予市双海町上灘甲５２６９番地１
（5）電　話　番　号　０８９－９８６－００５５
（6）管　　理　　者　氏　名　　土釜　正人
（7）当事業所の運営方針
１．事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者と信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。
２．事業所は、地域との結び付きを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
（8）開 設 年 月　　平成１０年　５月　１日

（9）通常の事業の実施地域　　伊予市全域

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月 ～ 土　　１２/３１～１/３は休み
受付時間	月 ～ 土　８：３０ ～ １７：３０
サービス提供時間	月 ～ 土　９：３０ ～ １５：４０

(11)　利用定員　　４５人

３．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職　種　名	人　員	
	常　勤	非 常 勤
生 活 相 談 員 管理者（兼務）	１名	
生 活 相 談 員 介護職員（兼務）	２名	
生 活 相 談 員 看護職員・機能訓練指導員・介護職員（兼務）	１名	
介 護 職 員	６名	２名
看 護 職 員 機能訓練指導員・介護職員（兼務）	１名	１名
計	１１名	３名

＜主な職種の勤務体制＞

職　種	勤 務 体 制
１．介 護 職 員	勤務時間：８：３０ ～ １７：３０
２．看 護 職 員	勤務時間：８：３０ ～ １７：３０ ☆原則として１名の看護職員が勤務します。

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 入　　浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

＜サービス利用料金（１回あたり）＞

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額…介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：１回あたり５００円

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

実施地域を越えた地点から片道おおむね１５キロメートル未満　　：　無　料

実施地域を越えた地点から片道おおむね１５キロメートル以上の場合　：

２キロメートルにつき　１００円

③ レクリエーンヨン、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき１０円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

紙おむつ代	：１枚につき	６９円
尿取りパット	：１枚につき	２２円
はくパンツ	：１枚につき	１００円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、翌月１５日頃にご請求しますので、翌月２５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

〇窓口での現金払い

〇金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関　（えひめ中央農協　・　ゆうちょ銀行　・　伊予銀行）

（４）利用の中止、変更、追加

〇利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

〇利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の１０％ （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加・１か月以上の利用中止の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

５．緊急時における対応について

当事業所の職員は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡を行う等必要な措置を講じるものとします。

６．事故発生時の対応について

当事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。また、事故の状況および事故に際して採った処置について記録をします。

７．非常災害対策について

（１）非常災害時の対応

別途定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、迅速に対応いたします。

（２）防災訓練

年２回、消火訓練や避難誘導訓練などの防災訓練を実施いたします。

（３）防災設備

火災報知機、自動火災通報装置、消火栓、消火器などの設備が備わっております。

（４）備蓄

非常災害が発生した場合に備え、非常食、飲用水、日常品等の備蓄を確保しています。

８．損害賠償について

当法人が加入しております保険により対応させていただきます。

９．苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。受け付けた苦情に対しては内容を確認し、解決に向けて誠意をもって迅速に対応させて頂きます。

○苦情受付窓口　（担当者）

〒７９９－３２０２　伊予市双海町上灘甲５２６９番地１

ＴＥＬ（０８９）９８６－００５５　　ＦＡＸ（０８９）９８６－０３８８

［職名］　　生活相談員　　土釜　正人

○苦情解決責任者　　施設長　　西本　直樹

○受付時間　　毎 週 月 曜 日 ～ 土 曜 日　　８：３０　～　１７：３０

双海夕なぎ会第三者委員

水本　説男　　ＴＥＬ（０８９）９８６－０８８２

小野　加代　　ＴＥＬ（０８９）９８７－０１６２

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が上記時間帯に受付ます。また、ご意見（苦情受付）箱を施設内に設置しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認

イ．第三者委員による解決案の調整、助言

ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

以下の窓口においても苦情を受け付けています。

伊予市　長寿介護課　介護保険担当

〒７９９－３１９３　伊予市米湊８２０番地

ＴＥＬ（０８９）９８２－１１１１　　ＦＡＸ（０８９）９８３－３６８１

国民健康保険団体連合会

〒７９１－８５５０　松山市高岡町１０１番地１

ＴＥＬ（０８９）９６８－８７００　　ＦＡＸ（０８９）９６８－８７１７

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

指定通所介護事業所デイサービスセンター双海夕なぎ荘

説明者職氏名　　生活相談員　　氏名　　印